別紙３

新旧対照表（目指すべき環境像、基本目標、総合的・横断的視点）

現　　計　　画	第２次広島市環境基本計画（新計画）	備　　考
第２章　基本理念と基本目標 広島市基本構想に掲げた本市の将来の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現することを目的に、基本条例を踏まえ、基本理念と５つの基本目標を設定しました。 **第１節　基本理念**	**第２章　目指すべき環境像と基本目標** **第１節　計画の体系図** **第２節　環境の保全及び創造において目指すべき都市像（環境像）** 今から７０年前、本市は、原子爆弾により壊滅的な打撃を受け、多くの市民が水を求めながら亡くなり、市内中心部の樹木は焼失し、緑が完全に失われた灰色の都市となりました。 「７５年間は草木も生えぬ」とまで言われたまちの廃墟から草木が芽生え、悲しみに打ちひしがれていた市民に生きる希望と勇気を与えました。また、市内を流れる太田川は、市民の生活に潤いと安らぎを、そして、産業の復興に多大なる恩恵をもたらしました。 水と緑は、生命（いのち）と平和の象徴です。 この水と緑の恵みの下、市民の思い、英知、たゆまぬ努力により、本市は、目覚ましい復興を遂げ、現在は、中四国地方の中枢機能を担う都市にまで発展しました。 今、このまちで生きている私たちは、廃墟から現在のように美しいまちにまで本市を復興させ、発展させた先人に感謝し、将来の世代に、豊かな水と緑、快適で美しい景観を有する質の高い都市環境を継承していく使命があります。 そして、本市は、被爆後１００年、さらに、その先の時代をも見据え、市民はもとより、本市を訪れる世界中の人々が、本市の自然の豊かさや都市としての快適性を実感し、平和をかみしめることができるようなまち、すなわち、「世界に誇れるまち」を実現していかなければなりません。	○　環境の保全及び創造において本市が目指すべきものの具体化・明確化を図るため、「基本理念」を「目指すべき都市像（環境像）」に変更。 ○　水と緑に代表される本市の豊かな自然環境と人類史上初めて原子爆弾を投下された都市としての歴史的経緯を踏まえ、本市が、将来にわたって、一貫して目指し続けるにふさわしい環境像を設定。

現　　計　　画	第２次広島市環境基本計画（新計画）	備　　考
「ひとにやさしい環境をまもり、つくる都市」	こうしたことから、本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市像（環境像）を、次のとおり設定します。 **【環境の保全及び創造において目指すべき都市像（環境像）】** **将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することができるまち**	
第２節　基本目標 基本理念を具体化するために、以下の５つの基本目標を設定します。 **⑴　自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する** 本市は、中心部には６つの川が流れ、南の瀬戸内海、北の緑濃い山々など、豊かな自然に恵まれています。この「水と緑」に代表される豊かな自然環境を守り、育て、さらに、自然とのふれあいによりその恩恵を受けることは私たちの願いです。また、この豊かな自然環境は、将来の世代に受け継いでいかなければならない大切な資源です。 生物の多様性の確保、森林等の自然環境の保全や整備、自然の適正な利用などを通じて、自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、これを将来の世代へ継承します。	**第３節　基本目標** 本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市像（環境像）の実現に向け、四つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境及び地球環境）ごとの基本目標を、次のとおり設定します。 **１　豊かな自然環境の保全** 健全で恵み豊かな自然環境は、全ての生物の生存及び私たちの健康で文化的な生活に必要なものです。 このため、本市の太田川河口デルタを流れる六つの川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々等、水と緑に代表される本市の豊かな自然の保護、生物の多様性の確保への配慮及び自然との触れ合い等を通じて自然と共生し、将来にわたって豊かな自然環境を保全します。	○　策定内容の大綱化に伴い、基本目標とその説明の書きぶりを簡潔なものに改める。 ※　新計画との比較対照の便宜上、現計画の⑵と⑶の順番を入れ替えている。

現　　計　　画	第２次広島市環境基本計画（新計画）	備　　考
⑶　潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす 本市は、街なかの緑や水辺、美しい街並み、歴史的・文化的資源などが豊かで、快適な環境を有する都市です。 こうした潤いと安らぎを感じることのできる都市環境は、私たちがより快適な生活をおくる上で重要な要素です。 本市の多彩な環境のバランスを保ちながら、都市の緑化や水辺環境の整備、美しい都市景観の維持・向上、歴史的・文化的資源を保全し活用するなど、潤いと安らぎのある都市環境を積極的に保全し、より良い都市環境をつくりだします。	**２　自然と調和した快適な都市環境の創造** 水と緑に代表される豊かな自然の恵みの下、本市は、戦後、太田川河口デルタに形成された市街地、同デルタの周辺部、その外側の中山間地及び島しょ部等の地域の特性に応じて発展してきました。 このため、今後も、これらの地域の特性や機能を踏まえ、まちづくりに係る環境への負荷の低減に配慮しながら都市の持続可能な発展を図り、将来にわたって自然と調和した快適な都市環境を創造します。	○　市長の、まちづくりにおける三つの地域設定の考え方を踏まえ、都市構造を考慮したまちづくり及び環境への負荷の低減に言及する。
⑵　健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する 都市化の進展に伴う人口の集中や産業の集積、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、また、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁等は、市民生活に身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化や酸性雨など、地球的規模で環境に影響を及ぼしています。 市民の健康や生活環境に影響を及ぼす公害を防止するとともに、エネルギー・資源の効率的利用や廃棄物の循環利用、環境負荷を低減するための交通体系の整備を推進するなど、都市全体として環境負荷低減に向けた仕組みづくりを進め、健康かつ安全な生活環境を保全し、環境への負荷の少ない循環型の社会を構築します。	**３　健全で快適な生活環境の保全** 都市における大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動等は、環境に大きな負荷を与え、その結果として起こる大気汚染、水質汚濁等の公害や廃棄物の問題は、市民の健康や生活に悪影響を及ぼします。 このため、公害の発生を防止するとともに、廃棄物の発生抑制・循環利用・適正処理等により循環型社会を形成し、将来にわたって健全で快適な生活環境を保全します。	

現　　計　　画	第２次広島市環境基本計画（新計画）	備　　考
⑷　地球環境の保全に積極的に貢献する 「国際平和文化都市」を都市像に掲げる本市は、地球上のあらゆる生命が良好な環境の下で平和のうちに共存できるよう、国際社会においてできる限り貢献していくことを目指しています。 他方で、本市では、人口の集中や産業の集積、社会経済活動の進展の結果として大量のエネルギーが消費されており、温室効果ガスの発生抑制など、地球環境問題に対応した一層の取組が求められています。 地球環境の保全という視点から、自然エネルギーの利用やエネルギーの効率的利用など、足元からの取組を進めるとともに、国際交流や国際協力などの諸活動を通じて地球環境の保全に積極的に貢献します。	**４　地球環境の保全への貢献** 地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模の環境問題は、世界各地における大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動等を背景に発生しており、このような社会経済活動等は、本市とも関わりがあります。 このため、本市においても、温室効果ガスの発生抑制等により都市の低炭素化を促進するなど、地域レベルの取組を行うほか、地球環境保全に関する国際協力を推進することにより、将来にわたって地球環境の保全に積極的に貢献します。	
⑸　市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む ⑴～⑷までの基本目標を達成するためには、市民・事業者・行政といった主体の全てが、環境問題は自らの日常生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、各々の責務に応じた役割分担と三者の協働のもとに環境問題に取り組んでいくことが必要です。 市民や事業者に対して、適切な情報提供や環境教育、環境保全に関する活動・取組への支援を行うなど、市民・事業者・行政が共に参加し、自主的かつ積極的に自らの役割を果たすことができる仕組みづくりを進め、環境を保全し、より良い環境づくりに取り組みます。		○　市民・事業者・行政の協働については、「総合的・横断的視点」に取り込む。

現　　計　　画	第２次広島市環境基本計画（新計画）	備　　考
	第３章　総合的・横断的視点等 **第１節　総合的・横断的視点** 複雑化・多様化する環境問題に的確に対応するため、施策の方針及び各行政分野における個別具体的な施策の展開等に当たっての総合的・横断的視点を、次のとおり設定します。 **１　環境と経済の好循環創出の視点** 従来、環境の保全は経済活動を制約する要因として考えられてきましたが、近年では、環境・エネルギー分野における新しい技術の開発促進、環境産業の育成等により、雇用の創出や経済活動の発展を図る動きが拡大しており、また、その経済活動の発展が新たな投資を呼び、その結果、環境の保全等が促進されています。 このように、環境の保全等に係るビジネスが経済を発展させ、その発展が環境分野を中心に様々な経済活動につながり、さらに、それが環境の保全等に資するという、環境と経済の好循環を創出します。	（例） ○　企業が、環境にやさしく、経済的な環境配慮型製品（エコカー、省エネ家電等）を開発。 ⇒　環境配慮型製品に消費者の人気が集中し、市場が拡大。 ⇒　関係企業が、環境配慮型製品の開発に更に投資。様々な経済活動に波及効果が及ぶ。 ⇒　環境配慮型製品の開発・普及が進み、環境の保全が更に推進される。
	２　社会状況の変化への対応の視点 今後の人口減少社会、超高齢社会においては、農林業の担い手の減少による里地・里山の荒廃、まちの美化等に係る地域コミュニティの機能の低下、交通弱者の増加、社会保障費の増大等、環境保全の面のほか、社会の様々な面において影響が生ずることが予想されます。 また、老朽化したインフラ等の公共施設の維持管理費等が増大し、社会保障費の増大等と相まって、財源の確保が更に困難になることが予想されます。 このため、人口減少、高齢化、財源確保の困難化等の社会状況の変化を踏まえ、環境保全活動の担い手の確保・育成、地域コミュニティの活性化等を通じて環境の保全及び	（例） ○　森林づくり活動を継続的に実践する森林ボランティアの育成、実践的な技術研修による林業技術者の養成等により、森林の保全を図る。

現　　計　　画	第２次広島市環境基本計画（新計画）	備　　考
	創造に取り組むとともに、公共交通を中心とした交通ネットワークの構築、集約型都市構造の形成等に配慮しながらまちづくりを進めます。	
	３　人材等の基盤確保の視点 環境問題の解決には、一人一人が暮らしの中で具体的に環境に優しい行動を積み重ねる必要があり、これを促す基盤の確保が必要です。 このため、環境教育・環境学習の充実等により、広く市民の環境意識を向上させます。さらに、向上させた高い環境意識を自発的な環境保全活動に結び付けます。 また、環境問題の解決に向けた取組を、より効果的なものにするためには、個人の意識改革等に加え、市民、事業者、行政等の様々な主体の協働による総合力の発揮が必要です。 このため、各主体がそれぞれの役割を認識し、相互の協働の下に環境の保全及び創造に取り組みます。	○　環境の保全及び創造に取り組む人材等の基盤確保の視点は、様々な分野に関わるものであるため、総合的・横断的視点として再整理する。
	４　危機管理等の視点 東日本大震災、平成２６年８月２０日豪雨災害等を契機に、災害対策の重要性が一層強く認識され、更なる防災対策が求められています。 また、地球温暖化による気候変動に伴う影響（災害の増加、農作物の品質低下、生態系の変化、熱中症等の健康被害の増加等）への適応が必要とされています。 このため、防災分野、農林水産分野、健康分野等の様々な分野に、気候変動に伴う影響に適応する考え方を適切に取り入れ、安心・安全なまちづくりを推進します。	（例） ○　水防等防災体制の充実・強化 ○　高温耐性品種への転作や新品種の開発

現　　計　　画	第２次広島市環境基本計画（新計画）	備　　考
	５　行政区域を越えた広域的取組の視点 水源となる太田川上流域の森林の保全、侵略的外来種の導入及び定着の防止等の課題に対応するためには、広域的な取組が必要です。 このため、広島広域都市圏の将来像等を見据えながら、関係市町、県又は国と緊密に広域的連携を図り、こうした課題に対処します。	○　広域的取組の視点は、様々な分野に関わるものであるため、総合的・横断的視点として再整理する。